

労務理論学会

07年5月13日 社会的責任投資分析会社が野村証券男女差別裁判の和解に及ぼした影響分科会
The influence of SRI analysis company on women's discrimination in Nomura Securities

分科会報告

報告者 銀行労働研究会 田中均
元野村証券女性差別是正裁判原告 沖和子

報告 1 元原告沖和子から

分科会ではまず沖和子から、野村証券労働組合による男女差別是正裁判の経過を以下のように報告した。

1、高裁での和解解決の意義

2004年10月、東京高裁において原告と会社との間で合意された和解で全面解決した。この東京高裁での和解の意義は次の点にある。①和解時点で現職として勤務していた原告3名が全員総合職に転換し、課長代理への昇格を実現した。②2002年2月の東京地裁判決では野村証券のコース別人事制度を違法としながら、その違法性を99年の改正雇用機会均等法以降に限定したが、東京高裁での和解では原告側が99年以前の差別処遇の是正を求めたことに対して、すでに退職した原告を含めて原告全員に解決金の支払いを実現した。

2、和解解決を実現した要因

次に、この裁判で以上のような和解解決に到達した要因は次の点にある。

①原告らが2001年11月、ILOに野村証券の男女差別問題を申し立てるなど、国際的に訴える取り組みを行なった。2003年3月に開催された国連女性差別撤廃委員会で、女性差別撤廃条約実施状況に関して日本政府への批判がなされるなど、日本のコース別人事制度に対する批判と相乗し国際世論が追い風となった。これは、その後、スウェーデンの社会的責任投資分析会社GES(Global Ethical Standard Investment Service)が野村証券を投資不適格のブラックリストに入れて公表することにつながった。

②運動を大きく全国的に広げる中で会社を追い詰めた。原告らは裁判提訴以来、宣伝・要請行動などを通じて社会的に訴えてきたが、2004年3月には野村証券対策会議を立ち上げ、多くの労働組合の支援を受けて、全国の支店への要請行動を繰り広げた。さらに野村証券本社のある日本橋周辺で大宣伝を行い、本社前で座り込みを行い、原告が株主総会に出席して会社を追及した。こうした運動の力で社会的にうったえたことが解決の要因になった。

3、原告の率直な感想 「労働組合の大切さを身にしみている」

野村証券労働組合は1963年に結成し、会社に組合を認めさせるまでに10年を要した。報告者沖和子は組合結成時に組合加入。組合結成と同時に会社は組合員3名を解雇するなど組合攻撃を行ったが、1974年に3名全員の現職復帰を勝ち取った。1989年にはミディ社員(身分保障のない1年契約の女性営業マン)を労働組合に組織。固定給のアップ、社員と同じ60歳定年制や退職金制度を組合として実現させたが、会社は、組合員となったミディ社員への不当労働行為や、解雇を行った。組合はこの解雇も、8年間のたたかいで撤回させ復職を実現。こうしたたたかひの積み重ねの上に1993年12月、男女差別是正の裁判を起こした。会社は、GES Investment Serviceが野村証券を投資不適格とした後に、倫理規定を作成。東京

高裁での和解解決の後に、人事制度を変更しコース別人事制度を廃止した。その後、支店長に昇格する女性が出ている(東京では3名)。そうした、男女差別での前進面もあるが試験制度や成果主義賃金制度で女性の賃金は低く抑えられるという実態もある。現在組合員は5名だが、女性の低い評価などを交渉で是正するなど、労働組合として取り組んでいる。

4、社会的責任投資が会社の判断に及ぼした影響について

男女差別裁判闘争最後の段階で、広く社会的に訴える宣伝活動を展開すると同時に、04年6月の株主総会に原告らが出席し「スウェーデンの社会的責任投資分析会社によって、野村が男女差別を理由として投資不適格とされた」責任を追及した。これに対して、会社は「その機関(GES)は野村を投資不適格のブラックリストから削除して、投資適格に変更している」と回答した。原告団は和解解決後にスウェーデンのGES Investment Serviceを訪問した。そこで、GESの担当者から、03年末にGESが野村を投資不適格と判断した後に、野村は担当者をスウェーデンに派遣しGESと非常に積極的に話し合いを行い「改善」計画をアピールし、GESのブラックリストからの削除=投資適格性の回復を求めていることが明らかになった。このことから、野村男女差別裁判の解決にGES Investment Serviceの投資不適格判断が重要な要因となったことが分かる。

報告2 銀行労働研究会 田中均から

次に銀行労働研究会 田中は、野村証券労組からの要請に基づいて、GESが野村を投資不適格とした根拠、GESの判断基準等を報告。これらは、本学会大会前に提出した報告集、および、当日資料として配布した「金融労働調査時報」No645(04年4月号)、同No650(04年10月号)に詳述しているので重複を割愛し、ここでは分科会報告に向けて再調査する中で明らかになったことを補足したい。

GES Investment Serviceのホームページでは、GESと同種の社会的責任投資分析を行っているヨーロッパの16の分析会社がEU委員会の支援を受けてAssociation of Independent Corporate Sustainability and Responsibility Research(AIcsrr「企業の持続性と社会的責任分析機関協会」)を設立したことが報じられている。AIcsrrのホーム・ページの資料によると、同協会は、EU委員会の戦略的課題である「よりよい仕事と、いっそうの社会的結びつきと、持続的な成長を可能にする世界でもっともダイナミックで知的でかつ競争的な経済」の実現に寄与する目的でEU委員会の部分的なイニシャチブによって設立されている。同協会に参加している分析機関数はドイツ3、イギリス3、フランス2、スイス2、ベルギー2、オランダ1、スペイン1、イタリア1、スウェーデン1、となっている。そして、同協会の理事(6名)にはスウェーデンのGESとならんでイギリスのアイリス(EIRIS=Ethical Investment Research Service)が入っている。

報告者(田中)は報告要旨の中でも、野村自身が社会的責任投資ファンド「野村グローバルSRI100」を04年5月に発売したことに触れたが、この「野村グローバルSRI100」は上述のイギリスの社会的責任投資分析機関のアイリスのデータに依拠していることを、野村自身が同ファンドの要約目論見書の中で明らかにしている。野村自身が販売する社会的責任投資ファンドの投資適格性を分析するアイリスが、野村を投資不適格と判断したGESとともにAIcsrr「企業の持続性と社会的責任分析機関協会」の理事会を構成し、社会的責任投資分析機関の提携と分析手法、基準の標準化に取り組み始めていた。こうした事情が、野村をしてGESの投資不適格からの削除に必死にならしめた要因となっていたものと判断できるだろう。

報告後の質疑から

報告後の質疑の中で、GES が野村証券男女差別裁判にかかわってきたのは野村証券労組が GES に訴えたからなのかと、GES と ILO と野村裁判とのかかわりについての質問があった。原告団は和解解決後に ILO にも報告を行っている。ILO では、さまざまな権利侵害等について訴えに来ることは多いが、解決後に報告に来てくれることは少ないと、歓迎されたと報告。ILO が野村証券の男女差別に関するレポートを出したのは、野村労組が積極的に訴えていったことと、東京地裁が野村のコース別人事制度を改正均等法以降は違法と判断したことが大きな要因となっている。野村労組が GES に直接訴えたことはないが GES は判断基準の重要な要素に国際機関の決定・勧告等を挙げており、ILO など人権問題にかかわる機関の動向を重視していることが確認された。こうした点を整理すると、野村証券労働組合が、国内の裁判闘争でまず東京地裁で「野村のコース別は違法」との判決を勝ち取ったこと。同時に ILO など国際的にも訴えたことの二つが大きな力となった。さらに、それに追い討ちをかけるほどに、社会的責任投資の流れが国際的に広がり無視できなくなっていることが確認できるだろう。